

第 3 期
雄武町子ども・子育て支援事業計画
(概要版)

令和 7 年 3 月

雄武町

1 計画策定の目的

本町では、少子化社会対策基本法や子ども・子育て支援関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の実施に向けて、平成27年3月に「雄武町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年10月に「第2期雄武町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

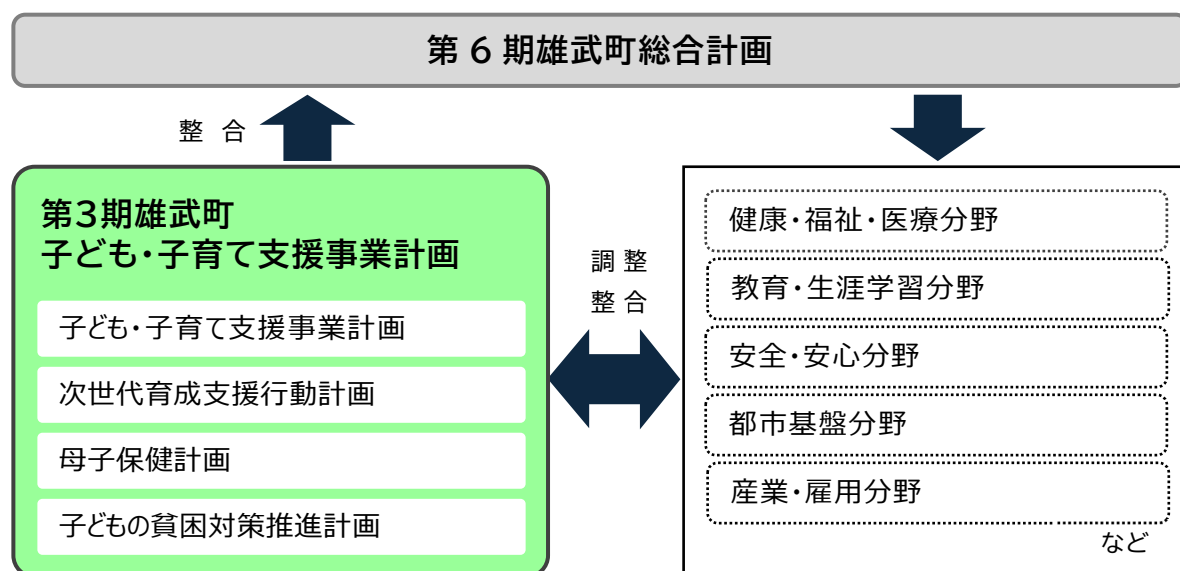
令和7年度を初年度とする「第3期雄武町子ども・子育て支援事業計画」では、「こども未来戦略」や「こども・子育て支援加速化プラン」など、国が目指す“こども・子育て政策”の方向性も踏まえ、雄武町で安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法における「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置けるとともに、安心して子育てができる環境づくりに向けて、雄武町が取り組む事業と達成しようとする目標を明らかにするものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画、成育医療等基本方針に基づく計画策定指針を踏まえた「母子保健計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画も包含しています。

さらに、本町の最上位計画である「第6期雄武町総合計画」の方向性を踏まえるとともに、関連分野の個別計画や道の関連計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。ただし、計画期間の中間年度を目安として、量の見込みと実績の差や社会情勢の変化等を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

4 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

本計画では、地域、子育て、子育ての3つの視点を踏まえた計画の基本理念を次のように設定します。

地域が支え 親が微笑み 子どもが育つ
未来を見すえた 安心子育て・子育ての環境づくり

(2) 計画の体系

基本目標	施策の方向	個別施策	項目
1 心豊かな子どもを育み、子育て家庭を支援する環境づくり	1 幼児期の教育・保育の充実	①提供体制の確保	教育・保育施設 地域型保育事業 施設等利用費
		②質の向上	保育士の資質向上 認定こども園と小学校の円滑な接続 低年齢児・障がい児保育の充実 保育所通所バスの運行 教育・保育の一体的提供の推進 特別な支援が必要な子どもへの対応
	2 地域子ども・子育て支援事業の充実	①利用者支援事業（母子健康包括支援センター） ②時間外保育事業（延長保育事業） ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ④子育て短期支援事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業 ⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪妊産婦健康診査 ⑫産後ケア事業 ⑬子育て世帯訪問支援事業 ⑭児童育成支援拠点 ⑮親子関係形成支援事業 ⑯妊婦等包括相談支援事業 ⑰乳児等通園支援事業 ⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑲多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

	3 子育て家庭への 経済的支援	①児童手当等	児童手当支給 児童扶養手当支給 特別児童扶養手当支給
		②子育て用品配布事業	
		③保育料等の軽減	
		④多子世帯の保育料の軽減	
		⑤学校給食子育て支援事業	
		⑥雄武高校の生徒・保護者への 支援	資格取得支援助成 入学支援助成 見学旅行参加助成 部活動関係振興事業 給付型奨学金・就学貸付金制度 新生活応援給付金制度
		⑦こども医療費の助成	子ども医療費助成事業 養育医療給付 自立支援医療費（育成医療）支給 ひとり親家庭等医療費助成
		⑧住宅生活支援	水道料金・下水道使用料の減免 快適住まいづくり促進事業

基本 目標	施策の方向	個別施策	項目
2 安心して子どもを産み育てることが できる環境づくり	1 切れ目ない妊産婦・ 乳幼児への保健対策	①妊産婦健康診査（再掲）	
		②乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	
		③妊産婦個別支援事業	
		④乳幼児健康診査	
		⑤予防接種	
		⑥雄武町妊活応援事業・雄武町先進不妊治療費助成事業	
		⑦女性の健康づくり支援事業	
		⑧発達支援事業	
		⑨助産師による子育て講話	
		⑩母子健康包括支援センター事業	
		⑪歯科保健事業	
		⑫食育・健康教育事業	
		⑬養育医療給付（再掲）	
		⑭産後ケア事業（再掲）	
	2 安心して子育ての できる環境づくり	①子育てに関する情報提供	子育て情報の充実 暮らしの支援情報の充実 子育てマップの作成
		②子どもの安全確保	交通安全活動の推進 安心・安全な公園づくり
		③地域ぐるみの子育て支援	
	3 支援を必要とする 子どもや家庭への 支援	①障がいのある子どもの 教育・保育の充実	特別支援教育推進事業 言語治療児童援助事業 低年齢児・障がい児保育の充実
		②障がいのある子どもへの 生活支援の充実	特別児童扶養手当支給（再掲） 日中一時支援 移動支援 生活サポート 日常生活用具給付 補装具購入費（修理費）支給 自立支援医療費（育成医療）支給 障がい福祉サービス 西紋こども発達支援センター通級費助成
		③子どもの貧困対策の推進	児童扶養手当支給（再掲） ひとり親家庭等医療費助成（再掲） 要保護・準要保護児童生徒就学援助
		④児童虐待防止対策の充実	要保護児童対策地域協議会を中核とした連携体制 虐待発生予防の強化

基本目標	施策の方向	個別施策	項目
3 子育てを地域みんなで支える環境づくり	1 仕事と子育ての両立支援	①産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保	
		②仕事と子育ての両立のための基盤整備	
		③子育てが社会全体で支えられる意識の向上	
	2 児童福祉施設事業の充実	①児童センターの充実	
		②保育所地域活動の充実	世代間交流事業 育児講座
		③児童福祉施設が連携した「子育て」の支援	
	3 学校関連施策の推進	①小中学校の教育内容の充実	
		②小中学校の教育環境の充実	
		③開かれた学校づくりの推進	
		④小学校交流事業	
		⑤特別支援教育連携協議会の設置	
		⑥ふるさと教員配置事業	
		⑦町立小中学校児童生徒検定チャレンジ促進助成	
	4 家庭教育・社会教育関連施策の推進	①家庭教育推進事業	家庭教育学級の開設 家庭教育講演会の開催 ブックスタート事業（図書館事業）
		②青少年の健全育成事業	子ども育成会事業 学校支援活動推進事業 芸術文化公演事業 地域間児童交流事業 自然体験活動事業 顕彰事業
			芸術文化振興事業 スポーツ振興事業

（３）教育・保育提供区域の設定

市町村は、地域の子どもの人数や教育・保育施設等の設置状況を踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、その「量の見込み」と提供体制の「確保方策」を定めます。

本町にある子ども・子育て支援法上の教育・保育施設は、認定こども園「雄武町若草保育所」の１か所です。

若草保育所は、平成 22 年に 5 か所の保育所を一つに統合した際に、幼稚園機能を一部取り入れた保育所型の認定こども園となり、保育を必要としない子どもも入所しています。一方、幼稚園を希望する数人は隣町の興部町にある「私立はまなす幼稚園」に通園しています。

このことを踏まえ、本町の教育・保育提供区域は次のとおりとします。

雄武町の教育・保育提供区域

1 号認定	本町の地理的条件、社会的条件（交通手段など）広域利用などを踏まえ、雄武町全域、興部町の「2 区域」と定めます。
2 号及び 3 号認定	今後、子どもの数の増加が見込めないことや交通手段の確保ができていない、区域を区切るメリットがあまりない（特徴ある教育・保育の提供が難しい）と思われることなどから、雄武町全域を一つの提供区域と定めます。
地域子ども・子育て支援事業	基盤整備や事業実施上の効果など総合的に勘案し、雄武町全域を一つの提供区域と定めます。

5 子ども・子育て支援サービスの事業計画

(1) 幼児期における教育・保育

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を確認した上で給付する仕組みとなっています。

幼児期における教育・保育の見込みと確保方策は、国が示す「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」を踏まえつつ、第2期計画期間（令和2～6年度）での利用実績を勘案して設定しました。

教育・保育給付認定と主な利用可能施設

認定の種類	対象年齢	保育の必要性		主な利用可能施設
1号認定	3～5歳	専業主婦（夫）家庭、 就労時間が短い家庭	必要 なし	認定こども園の幼稚園機能（若草保育所） 幼稚園（興部町）
2号認定		共働きの家庭	必要 あり	認定こども園の保育園機能（若草保育所）
3号認定	0～2歳			

量の見込みと確保方策

（単位：人）

			1号認定	2号認定	3号認定		
			3～5歳		0歳	1歳	2歳
令和 7年度 (2025)	量の見込み		6	54	4	10	10
	確保 方策	認定こども園	10	76	4	12	12
		幼稚園	2	—	—	—	—
		その他	0	0	0	0	0
令和 8年度 (2026)	量の見込み		6	46	3	8	10
	確保 方策	認定こども園	10	75	4	12	12
		幼稚園	2	—	—	—	—
		その他	0	0	0	0	0
令和 9年度 (2027)	量の見込み		5	36	3	8	10
	確保 方策	認定こども園	10	75	4	12	12
		幼稚園	2	—	—	—	—
		その他	0	0	0	0	0
令和 10年度 (2028)	量の見込み		5	35	3	8	10
	確保 方策	認定こども園	10	75	4	12	12
		幼稚園	2	—	—	—	—
		その他	0	0	0	0	0
令和 11年度 (2029)	量の見込み		5	36	3	8	10
	確保 方策	認定こども園	10	75	4	12	12
		幼稚園	2	—	—	—	—
		その他	0	0	0	0	0

（２）地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業について、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を基本に、各段階に応じた多様なサービスを選択できるよう、関係機関や地域と協働して取り組みを進めます。

確保方策

	単位	令和 7 年度 (2025)	令和 9 年度 (2027)	令和 11 年度 (2029)
利用者支援事業（母子健康包括支援センター） 母子保健型の「雄武町母子健康包括支援センター（ぶちさぼ）」は、母子保健と児童福祉等の連携をより高めるため、子ども家庭総合支援拠点と統合し、令和8年度までに「こども家庭センター」への移行を検討します。	か所	1	1	1
時間外保育事業（延長保育事業） 認定こども園「雄武町若草保育所」の開所時間は、最大で7時30分から18時30分までの11時間となっており、これを超えた保育の必要性は低いことから、本町では実施しないものとします。				
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 今後も「風の子児童センター」で本事業を行い、子どもに適切な遊びの場、生活の場、学びの場を提供できるよう、施設の充実や人材確保・育成に努めます。	人/年	100	100	100
子育て短期支援事業 里親と委託契約を締結し、短期入所生活援助事業を実施します。	人日/年	20	20	20
乳児家庭全戸訪問事業 保健師や保育士等が生後2週間を目安に対象となる家庭に訪問し、養育環境の確認、母の健康状態、通所や就労による困り感に対する支援を行います。	件/年	20	22	25
養育支援訪問事業 家庭訪問により把握した情報を適宜、要保護児童対策地域協議会に集約して、関係機関が情報共有を行うとともに、深刻な育児不安の解消や児童虐待の発生予防、児童虐待が発生した場合の早期対応につなげます。	件/年	50	55	65
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） 認定こども園「雄武町若草保育所」に併設した子育て支援センターにおいて、地域の子育て拠点として子育て支援に関するさまざまな事業を実施します。	人回/年	1,800	1,800	1,800
一時預かり事業 認定こども園「雄武町若草保育所」で一般型を実施し、興部町（広域利用）の「私立はまなす幼稚園」で幼稚園型を実施します。	一般型	人日/年	240	240
	幼稚園型	人日/年	240	240
病児保育事業 必要となる人員や施設・設備等の確保が困難であることから、実施しないものとします。				
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 体制の構築が難しいことから、実施しないものとします。				
妊産婦健康診査 全ての妊婦が安全で安心な出産を迎えられるよう、妊産婦健康診査の必要性を周知し、受診率の向上に努めます。	人回/年	320	352	400
産後ケア事業 医療機関においてサービスを提供するデイサービス型（通所型）のほか、助産師や保健師が利用者の家庭を訪問するアウトリーチ型（訪問型）によるサービス提供を実施します。	回/年	40	45	55
子育て世帯訪問支援事業 需要の動向を見ながら、対応を検討します。				
児童育成支援拠点 需要の動向を見ながら、対応を検討します。				
親子関係形成支援事業 産前産後サポート事業、産後ケア事業（集団）など、各種事業を組み合わせることで同様の事業内容は実施できていることから、本事業は実施しないものとします。				
妊婦等包括相談支援事業 「雄武町母子健康包括支援センター（ぶちさぼ）」（令和8年度までに「こども家庭センター」への移行を検討）を中心に、面談体制の充実に取り組みます。	回/年	50	55	70
乳児等通園支援事業 現状では量の見込みの算出が難しいことから、計画中間年での見直しまたは設定が可能となった時点で確保量を設定することとします。				
実費徴収に係る補足給付を行う事業 認定こども園「雄武町若草保育所」では、これらの費用の実費徴収は行っていないため、該当ありません。				
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 本町では、実施しないものとします。				

発行日:令和 7 年 3 月

発 行 :雄武町

編 集 :雄武町 地域福祉課

〒098-1792 北海道紋別郡雄武町本町

TEL 0158-84-2121

ホームページ <https://www.town.oumu.hokkaido.jp/index.html>
